

3 標示

(法令用語では表示で統一)

1) 標識

基本となる考え方

標識には、目的の場所に、安全かつ確実に到達できるための誘導・位置確認などの意味があり、次のような種類に分類できる。なお、標識の設置位置・構造などは、利用者に見やすくわかりやすいものとし、理解しやすい統一されたデザインを用いる。

案内板

- 施設構内出入口及び建築物の出入口付近に設置し、施設及び建物の概要を分かりやすく示す。
- 車いす使用者にも見やすい高さに設置する。
- 文字などを出来るだけ大きくし、色の対比などにも配慮する。点字標示や浮き絵・浮き文字のあるものが望まし

2) サイン

基本となる考え方

標識や案内に使用するサイン(ピクトグラム・図記号)は標準化されたデザインを使用することが望ましい。

国際シンボルマーク

- 障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク。また、障害者が支障なくその部分まで行ける場合には、建築物内の利用可能な部分の出入口に標示する。

- 大きさ：10cm角以上45cm角以下
- 色：原則として青地に白のマークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。
- 国際シンボルマークを提示するための最低条件(国際シンボルマーク使用指針参照)
 - 玄関：地面と同じ高さにするか、階段の代わりに、又は 階段のほかにスロープ(傾斜路)を設置する。
 - 出入口：80cm以上の有効開口幅とする。回転ドアの場合別々の入口を併設する。
 - スロープ：傾斜は1/12以下とする。室内外を問わず、階段の代わりに又は階段の他にスロープを設置する。
 - 通路・階段：130cm以上の幅にする。
 - トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。
 - エレベーター：入口幅は80cm以上とする。

い。

誘導・指示用標識

- 駐車場出入口・ホール・階段・トイレ・通路などには、目的地に安全かつ確実に到達できるように誘導したり、危険な箇所を知らせる標識を設置する。

標示用標識

- 階段・部屋の出入口などには、現在位置を確認するための標識を設置する。



国際シンボルマーク



盲人を表示する国際標識



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者を示す
世界共通のシンボルマーク



盲導犬 同伴可



介助犬 同伴可

Service dog welcome

介助犬